

総合精度管理委員会運営規程

(委員会の設置)

第1条 公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という）定款第42条及び全衛連委員会設置規程に基づき総合精度管理委員会を設置する。

(委員会の役割)

第2条 総合精度管理委員会は、優良な労働衛生機関の育成を目的として運営する総合精度管理事業について、基本計画の策定その他重要事項の審議並びに精度管理調査の実施、評価の業務を行う。

(専門委員会の設置)

第3条 総合精度管理委員会に、検査項目別の専門的事項を審議するため次の専門委員会を設ける。

- (1) 労働衛生検査専門委員会
- (2) 臨床検査専門委員会
- (3) 胸部エックス線検査専門委員会
- (4) 腹部超音波検査専門委員会

(労働衛生検査専門委員会の業務)

第4条 労働衛生検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1) 鉛・有機溶剤健康診断に係る代謝物等の精度管理調査の実施に関すること。
- (2) 鉛・有機溶剤健康診断の代謝物等に係るの検査・測定技術向上及び専門的事項に係る知識の研修に関すること。
- (3) その他労働衛生検査精度管理調査の運営に関し必要な事項。

(臨床検査専門委員会の業務)

第5条 臨床検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1) 一般健康診断に係る臨床検査の精度管理調査の実施に関すること。
- (2) 一般健康診断に係る臨床検査の検査・測定技術向上及び専門的事項に係る知識の研修に関すること。
- (3) その他臨床検査精度管理調査の運営に関し必要な事項。

(胸部エックス線検査専門委員会の業務)

第6条 胸部エックス線検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1) 胸部エックス線検査の撮影技術、画像処理及び読影技術の評価に関すること。
- (2) 医師及び診療放射線技師等に対する胸部エックス線検査の撮影技術及び読影技術に係わる専門的事項の講習に関すること。
- (3) その他胸部エックス線検査精度管理調査の運営に関し必要な事項。

(腹部超音波検査専門委員会の業務)

第7条 腹部超音波検査専門委員会の分担する業務は次のとおりとする。

- (1) 腹部超音波検査の撮影技術及び読影技術の評価に関すること。
- (2) 医師及び臨床検査技師（超音波検査士）等に対する腹部超音波検査の撮影技術及び読影技術に係わる専門的事項の研修に関すること。
- (3) その他腹部超音波検査精度管理調査の運営に関し必要な事項。

(委員の選任)

第8条 総合精度管理委員会及び専門委員会の委員は、常任理事会の同意を得て会長が委嘱する。

総合精度管理委員会及び専門委員会の委員長は、総合精度管理委員会または各専門委員会において互選する。

(委員の任期)

第9条 総合精度管理委員会及び専門委員会の委員の任期は、全衛連委員会設置規程第2条に定める役員の任期に準ずるものとする。

(委員の定数)

第10条 総合精度管理委員会及び専門委員会の委員の定数は12名以内とする。

(特別委員)

第11条 専門委員会に必要がある場合は、委員のほかに特別委員若干名を置くことができる。特別委員は委員の定数に含めない。

(委員長の職務)

第12条 総合精度委員会及び専門委員会の委員長は、委員会を統括して会議を運営する。

総合精度管理委員会の委員長は、必要がある場合は総会又は理事会に出席し、総合精度管理事業の重要事項について意見を述べることができる。

専門委員会の委員長又は委員長の指名する委員は、総合精度管理委員会に出

席し、付託された専門の事項について報告するものとする。

(委員会の招集)

第13条 総合精度管理委員会は、委員長が招集する。

専門委員会は、各専門委員会の委員長が招集する。

(委員会の議事)

第14条 総合精度管理委員会及び専門委員会は、委員の現在数の過半数の出席をもって成立する。

会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決定する。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第15条 この規程に定めのない事項は、総合精度管理委員会において審議する。

付 則 この規程は、平成24年7月1日より施行する。